つくばみらい市公共施設等再生可能エネルギー設備導入業務

公募型プロポーザル実施要領

１　目的

この実施要領（以下「本要領」という。）は、つくばみらい市が発注する公共施設等再

生可能エネルギー設備導入業務（以下「本業務」という。）の候補事業者を募集する手続きを定めたものである。

２　業務概要

（１）業務名

本業務の業務名は「公共施設等再生可能エネルギー設備導入業務」とする。

（２）業務の内容

「公共施設等再生可能エネルギー設備導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、事業者には、導入可能性調査終了後に引き続く５カ年度中に実施する、公共施設等への再生可能エネルギー設備導入におけるPPA（第三者所有モデル）事業の優先交渉権を付与するものとする。

３　履行期間

契約締結日から令和６年１月３１日（金）まで

４　参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（地方自治法施行令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

（２）つくばみらい市暴力団排除条例（平成２４年つくばみらい市条例第６号）第２条第１号に規定する者でないこと。

（３）国税等を滞納していないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。

（５）茨城県内に本店、支店、事業所等がある法人

（６）本業務と類似の事業履行実績（平成２９年度から令和３年度の期間において「高圧または低圧施設の屋上または屋根における太陽光発電設備等の設備設計及び導入業務」　　　の履行実績が２件以上）を有すること。ただし、実績は公共事業でなくても構わない。また、本業務を実施する体制に含まれる事業者が有する実績でも構わない。

（７）本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。なお、各資格証の写し（表・裏）を提出すること。

①一級建築士

②電気主任技術者（第３種以上）

（８）共同企業体で参加申込みをする場合は、以下の要件を全て満たしていること。

①共同企業体は３者以内で構成されていること。

②共同企業体の代表構成員が申込み者であること。

③共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。

④共同企業体の代表構成員については、上記（１）～（５）の要件を満たし、その他構成員については、上記（１）～（４）の要件を満たしていること。また、（６）～（７）については代表構成員を含む全ての構成員のうち少なくとも１者以上が満たしていること。

５　提案上限額

　５，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

６　スケジュール（予定）

　　公募に係る日程は次のとおりとする。

内容日程

公募開始、質問の受付開始　　　令和５年７月　５日（水）

質問の受付期限　　　　　　　　令和５年７月　７日（金）午後５時まで

質問の回答期限　　　　　　　　令和５年７月１１日（火）

参加申込書の受付期限　　　　　令和５年７月１４日（金）午後５時まで

企画提案書類の提出期限　　　　令和５年７月１８日（火）午後５時まで

プレゼンテーション審査　　　　令和５年７月２４日（月）

審査結果の通知、公表　　　　　令和５年７月２５日（火）

候補事業者との協議、契約締結　令和５年８月上旬

本業務は、環境省の補助金である「令和５年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」交付決定後に契約締結するものとする。

７　質問受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

（１）質問受付

①期限

令和５年７月７日（金）午後５時まで

②提出方法

質問書（様式１）に記入のうえ、つくばみらい市生活環境課に電子データで提出すること。

データの送付先：seikatu01@city.tsukubamirai.lg.jp

③メールのタイトルは「【会社名】導入業務プロポーザル質問」とすること。

（２）質問回答

①回答期日

令和５年７月１１日（火）

②回答方法

市ホームページに掲載する。

８　参加申込の手続き

（１）本要領、仕様書等の配布期間及び方法

①配布期間

令和５年７月５日（水）から

②配布方法

市ホームページからダウンロードすること。

（２）提出書類

①公募型プロポーザル参加申込書（様式２）

②会社概要（任意様式）

③業務実績調書（様式３）

④業務実施体制書（任意様式）

（３）提出方法

①（２）の提出書類及び添付資料を、つくばみらい市生活環境課まで電子データで提出すること。データの送付先は「７　質問受付及び回答（１）」を参照。

②会社パンフレット等の資料は、PDFデータで提出すること。

③メールのタイトルは「【会社名】導入業務プロポーザル参加申し込み」とすること。

（４）参加申込期限

令和５年７月１４日（金）午後５時まで

９　企画提案書類の提出等

「公募型プロポーザル参加申込書」の提出を行った者は、以下により企画提案書類を提出すること。なお、企画提案書類の作成にあたっては、「（２）企画提案書類の作成要領」によるとともに、別表で示す評価項目及び評価基準を参考とすること。

（１）提出書類

①企画提案書類提出届（様式４）

②企画提案書及び補足・参考資料（任意様式）

③作業分担表（任意様式）

④見積書（任意様式、明細を添付するなど積算根拠を明確にすること）

（２）企画提案書類の作成要領

①企画提案書は、選定委員会当日のプレゼンテーションで使用するため、原則

PowerPointで作成することとし、Ａ４版、横向き、２０ページ以内（表紙・裏表紙除く）、文字サイズ１１ポイント以上（図表は除く）で作成すること。また、動画やアニメーション等の組み込みは禁止する。

　②①で作成した資料に加え、補足・参考資料等を添付することも可能とする。既存資料以外に新たに作成する場合は任意様式とし、Ａ４版で作成すること（ページ数は問わない）。

　　③企画提案書の中では、本業務の取組方針（基本的な考え方やコンセプトなど）と実施スケジュールを必ず示すこと。

④企画提案者の知識や経験等を活用し留意事項や指摘事項等を示すなど、本業務が、仕様書に示す要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案に努めること。

（３）提出先

つくばみらい市市民経済部生活環境課（〒300-2424　つくばみらい市加藤２３７）

（４）提出期限

令和５年７月１８日（火）午後５時まで

※受付は、土曜、日曜、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

（５）提出方法

①持参及び郵送によるものとする。

②「（２）企画提案書の作成要領　①」で作成した企画提案書は、電子データでも提出すること。データの送付先は「７　質問受付及び回答（１）」を参照。

③電子データのフォーマットはppt、pptx、pdfのいずれかとすること。

④メールのタイトルは「【会社名】導入業務プロポーザル企画提案書」とすること。

（６）提出部数

正本１部、副本１４部、計１５部（印刷は書類ごとに片面印刷とする。）

ただし、正本１部は商号又は名称及び代表者氏名を記入し社印を押印した原本とし、副本１４部には、提案者が特定できないよう、提案者の社名等を黒く塗りつぶす等の措置を講じること。

（７）提出様式

上記の部数をそれぞれ１部ずつターンクリップ（ダブルクリップ）で綴じること。

１０　留意事項

（１）企画提案者は、参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみな

す。

（２）企画提案書類の提出後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。

（３）企画提案書類の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（４）提出された企画提案書類は返却しない。

（５）提出書類の提出後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

１１　審査方法

（１）公共施設等再生可能エネルギー設備導入業務公募型プロ―ポーザル審査委員会の委員（以下「委員」という。）が、企画提案書類の書類審査及びプレゼンテーション（１者あたり４０分程度（準備５分、説明時間２０分、質疑１０分、片付け５分程度を予定））に対し、別に定める審査基準に基づき審査する。審査基準における評価項目及び評価基準は別表のとおり。

（２）審査手順は、第１次審査及び第２次審査の２段階で実施される。第１次審査の結果は、全企画提案者に文書で通知する。各委員の採点結果の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。

①第１次審査は、提出された企画提案書について、審査委員会において別に定める審査基準に示す基準に従って書類審査を行い、得点の合計が最も高い提案から上位３者を選考する。ただし、企画提案者が３者に満たないとき又は評価の低い者が複数あるときは、３者に満たない企画提案者を選考することがある。企画提案者が１者のみの場合は、その者を第２次審査の事業者とする。

②第２次審査については、第１次審査で選考された事業者を対象に企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施し、質疑応答を行う。

③実施時間については、第１次審査で選考された企画提案者に別途通知する。

④第２次審査の出席者は５人以内とする。ただし、本業務の責任者は必ず同席すること。

⑤プレゼンテーションに必要なパソコン、レーザーポインター等の機器は企画提案者にて準備すること。ただし、プロジェクター、マイク、スピーカー、電源は市が用意する。

（３）合計点が最も高い企画提案者が複数いた場合は、次の優先順位で受託候補者を選定する。

第一順位：最も多くの委員から１位に評価された者を選定する。

第二順位：第一順位で同数の企画提案者がいた場合、委員の多数決により選定する。

（４）審査の結果、失格要件に該当すると判断された企画提案者については、順位付けから除外する。

（５）企画提案者には、合計点及び順位を記した「選定結果書」を、令和５年７月２５日（予定）に送付する。なお、審査結果に対する異議の申立て及び合計点、順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

（６）審査結果は、受託候補者は社名を付して、それ以外の各提案者は匿名で、各提案者

の合計点、順位のみ市ホームページで公表する。

（７）審査委員会当日の流れ等については、参加申込者に対して個別に通知する。

１２　無効となる参加申込書類又は企画提案書類

参加申込書類又は企画提案書類が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

（１）提出先、提出期限、提出方法に適合しないもの

（２）指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

（３）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

１３　失格とする企画提案者

（１）提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

①本要領「５　支払限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合

②企画提案書類に虚偽の内容を記載した場合には失格とするとともに、指名停止の措

置を行うことがある。

（２）企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

①本要領に定める手続き以外の方法により、委員または関係者に本プロポーザルに対

する援助を直接若しくは間接に求めた場合、又は不正な行為をしたと認められる場

合

②その他審査委員会が不適格と認めた場合

１４　契約に向けた流れ

（１）仕様書の協議等

審査委員会で選定した受託候補者と市が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は受託候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりに反映されない場合もある。また、協議の結果を受けて受託候補者が本業務の受託を辞退した場合や、契約締結日までに受託候補者がつくばみらい市から指名停止措置を受けた場合などについては、本プロポーザルの結果における上位の受託候補者から順に、優先交渉権を移行することとする。

（２）契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は支払限度額を超えないものとする。

（３）契約時期

令和５年８月上旬※（予定）

※本業務は、環境省の補助金である「令和５年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」交付決定後に契約締結するものとする。

１５　その他

（１）市は企画提案書類を、審査に必要な範囲において複製することができるものとする。

また企画提案者において、提出した書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、市の承諾を得ること。

＜問い合わせ及び書類提出先＞

〒300-2424　つくばみらい市加藤２３７

つくばみらい市市民経済部生活環境課　担当：羽生

TEL：0297-58-2111　FAX：0297-52-6024

E-mail：seikatu01@city.tsukubamirai.lg.jp